

1. 日 時 1999年5月25日（火）10:30～11:05

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 藤家委員長代理、依田委員、遠藤委員、木元委員
（事務局等）科学技術庁
原子力局
原子力調査室 森本室長、板倉、村上、池亀
原子力安全局
核燃料規制課 添嶋安全審査管理官、宮部
吉鋪専門委員

4. 議 題

- （1）核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（答申）
- （2）その他

5. 配布資料

- 資料1 -1 核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（答申）
- 資料1 -2 核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターにおける加工事業変更許可申請の概要
- 資料2 第30回原子力委員会臨時会議議事録（案）

6. 審議事項

- （1）核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（答申）

標記の件について、核燃料規制課より資料1 -2に基づき説明があった。これに対し、

・撤去した機器はどうするのか。

（核燃料規制課）遠心分離器の解体等の研究開発に使用した後、廃棄物として保管されることになる。

・DOP-2は、何故廃止するのか。

（核燃料規制課）濃縮については商業段階に入っており民間に技術移転し、核燃料サイクル開発機構はその分野から撤退することとなったため。

・核燃料サイクル開発機構は、最終的に人形峠の事務所をどうするのか。

（核燃料規制課）人形峠における事業は段階的に縮小すると聞いている。

- ・六ヶ所村の濃縮工場でトラブルがあった時のために、モックアップとして役立てられないか。
- ・民間への技術移転は、ノウハウや経験まで伝えてこそ有効であり、それには長い時間を要する。

との委員からの意見及び質疑応答があり、平成11年2月16日付け10安（核規）第892号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については、妥当なものと認め、内閣総理大臣あて答申することと決定した。

注）本件申請に係る変更は以下の通り

- 1）加工方法にシリンダ（ANSI 企画 30 B）からシリンダ（改良型 30 B）へ回収ウラン系濃縮ウランの詰め替え工程を追加し、年間取扱量を 20ton-U 以下から 40ton-U 以下に変更する。
- 2）第2運転単位（以下「DOP-2」という。）による濃縮業務の終了に伴い、分離作業能力を 100ton-SWU / 年に縮小する。DOP-2に係る UF₆ガス流通配管を切り離すとともに、DOP-2UF₆操作室内の一部の機器及び付属配管を撤去する。
- 3）臨界管理を必要とする使用済 Na F を貯蔵することを目的として、第1貯蔵庫内の放射性固体廃棄物を貯蔵するエリア（以下「使用済 Na F 貯蔵エリア」という。）を拡大する。なお、拡大する使用済 Na F 貯蔵エリアにはバードケージを2基設置し、使用済み Na F 収納ドラム缶4本保管する。

（2）議事録の確認

事務局作成の資料2第30回原子力委員会臨時会議議事録（案）が了承された。

なお、事務局より、次回臨時会議を5月28日（金）10：30より開催する方向で調整したい旨発言があった。